

インターネット上の海賊版サイトへのアクセス抑止方策に関する検討会（第4回）

令和元年8月5日

【濱田座長】 本日は、皆様、お忙しい中、また、お暑い中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。定刻となりましたので、インターネット上の海賊版サイトへのアクセス抑止方策に関する検討会第4回会合を開催させていただきます。

冒頭、カメラ撮りがございますので、少々お待ちください。

【中川消費者行政第二課課長補佐】 会議冒頭、カメラ撮りの報道関係者が退室いたしますので、しばらくお待ちください。

（報道関係者退出）

【濱田座長】 議事に入る前に、事務局のほうからご連絡等あればお願いいたします。

【中川消費者行政第二課課長補佐】 前回会合からの間に総務省の人事異動がございましたので、ご紹介させていただきます。

総合通信基盤局、竹村電気通信事業部長。

【竹村電気通信事業部長】 竹村です。よろしくお願いいたします。

【中川消費者行政第二課課長補佐】 同じく総合通信基盤局、今川総務課長。

【今川総務課長】 今川です。よろしくお願いいたします。

【中川消費者行政第二課課長補佐】 総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政第二課、清水企画官。

【清水消費者行政第二課企画官】 清水でございます。よろしくお願いいたします。

【中川消費者行政第二課課長補佐】 以上でございます。

【濱田座長】 ありがとうございました。

次に、配付資料について事務局から確認をお願いいたします。

【中川消費者行政第二課課長補佐】 本日の配付資料は、報告書（案）、資料4-1のみとなっております。ただし、席上の構成員の方々にはタブレットを用意させていただいておまして、過去の資料のうち主要なものを見られるようになってございます。

以上となります。

【濱田座長】 ありがとうございました。

それでは、議事に入りたいと思います。配付資料のほうはよろしいですね。

本日は、当検討会の報告書の取りまとめについて議論を行いたいと思います。

まずは、事務局のほうから、資料4-1、報告書（案）について説明をお願いいたします。

【中川消費者行政第二課課長補佐】 それでは、資料4-1、報告書（案）についてご説明させていただきます。

まず1ページ、ご覧いただきたいと思います。目次をご覧いただきますと、第4章までの構成となっております。第1章が「検討の背景並びに基本的な考え方及び進め方について」。第2章が「ネットワーク側におけるアクセス抑止方策」、これは主にこれまでご検討いただいたアクセス警告方式について記載してございます。第3章は「端末側におけるアクセス抑止方策」。そして第4章に「最後に」ということで、まとめ部分となっております。

2ページに移りまして、まずは第1章からご説明してまいります。

まず、1の「検討の背景等」といたしまして、最近では、悪質かつ大規模な海賊版サイトの登場が権利者の利益を著しく損なうなどの点で大きな社会問題となっております。

インターネット上の海賊版対策に関しましては、知的財産戦略本部の検証・評価・企画委員会の下に「インターネット上の海賊版対策に関する検討会議」、タスクフォースと呼ばれておりましたが、こちらが設置されたという背景がございます。この検討の中で、海賊版対策の一つのメニューとしていわゆるアクセス警告方式についても提案がなされたものでございます。

3ページ目です。また、2019年3月に開催された検証・評価・企画委員会コンテンツ分野会合の第4回におきまして、「インターネット上の海賊版への総合的な対策メニュー（案）」が示されました。同メニュー（案）の中において、「アクセス警告方式」に関しては、「法制度の変更を前提とせずにユーザのアクセス抑止効果を最大限高める方式を検討し、海賊版サイトへの対策として実効的な枠組みを提示した上で、速やかに導入する（関係者と協議しながら検討・導入）」という旨の記述などが盛り込まれておりました。

本検討会は、このような経緯を踏まえまして、海賊版サイトへのアクセス抑止に資する方策の導入を支援するため、その前提となる法的整理、導入・実施に当たっての技術的可能性等について、ユーザの通信の秘密の保護やインターネットの自由な利用の確保等にも配慮しつつ検討を行ったほか、併せて、フィルタリングなどの手法を含めた効果的な方策の在り方について検討を行ったものでございます。

4 ページ目に移りまして、「基本的な考え方及び進め方」の（１）「関係者の共通認識の下での検討」でございます。

インターネット上の海賊版対策の在り方について適切な結論を得るためには、関係者の共通認識の下で検討を進めることが重要であるとしております。

そのため、出版業界からヒアリングを行い、また、検討の論点に対する意見募集を行い、また、一般ネットユーザへのWebでのアンケート調査を行いまして、さらに電気通信事業者団体からのヒアリングも実施させていただきました。このように幅広い関係者の共通認識の下で検討を行うことに留意しつつ、結論を得ることとしております。

次に、アの「インターネット上の海賊版サイトによる被害状況」に移ります。昨今の被害状況について、出版広報センターの試算によると、最大手のリーチサイトを經由してダウンロードされている侵害ファイル数は1 ヶ月に 260 万件に上るとされております。

また、イの「海賊版サイトに対処するための取組状況」として、記載のとおり 11 の項目の対策などがこれまでとられてきたというヒアリングの発表がございました。

（２）「あるべきネットワークの姿を踏まえた検討」に移ります。インターネットは、自律分散協調型のシステムであり、経済成長のエンジンとなっているほか、ユーザの表現活動や知る権利を支える重要な基盤としての役割を果たしていることを踏まえまして、あるべきネットワークの姿とは何かといった点についても十分に考慮した上で結論を得ることが重要であるとさせていただいております。

次に、（３）「ユーザの意識や意向を踏まえた検討」です。これらの具体的な方策の検討に当たっては、海賊版サイトにアクセスするユーザにとどまらず、それ以外の多くのネットユーザにも影響があり得ることから、本検討会において実施した意見募集に寄せられたユーザの意見やアンケート調査の結果を十分に考慮することが重要としております。

次に、7 ページ目、第2章に移ります。

まず、「アクセス警告方式の概要」でございますが、「アクセス警告方式」とは、ユーザの同意に基づき、インターネット接続サービスを提供する電気通信事業者が、ネットワーク上でユーザのアクセス先をチェックし、ユーザによる海賊版サイトへのアクセスを検知した場合に、「本当に海賊版サイトにアクセスしますか？」などといった警告画面を表示させる仕組みのことをいいます。

主にカジュアル・ユーザが自らアクセスすることを思いとどまることを促そうとするのが、この方式の狙いでございます。

次に「アクセス警告方式の意義・役割」に移ります。

アクセス警告方式の目的は、カジュアル・ユーザが警告画面表示を見てアクセスを思いとどまることを促し、これによってサイトへのアクセス数を減らし、著作権者の被害を最小限にすることです。

また、著作権を侵害するものと知りながら電子書籍などの静止画をダウンロードする行為が違法とされる場合には、ユーザに対してこのダウンロード行為が違法であることを知らせる意味や、ユーザが意図せず海賊版サイトにアクセスして違法行為を行ってしまうことを防ぐという意味があると考えられます。

この点、アンケート調査の結果によりますと、海賊版サイトにアクセスした際に警告画面が表示された場合に、アクセスを思いとどまると回答した方の割合は、現行法想定の場合で 93.3%、仮にダウンロード行為が違法化されると想定した場合でも 95.9%と高い割合になっております。

3番目に移ります。「アクセス警告方式の効果・メリット」についてでございます。

今申し上げた調査結果から、アクセス警告方式には海賊版対策として一定の効果が見込まれるものと考えられます。

また、アクセス警告方式はユーザの同意を取得することを前提として実施するものでございますので、プライバシーや通信の秘密の保護の観点で、ブロッキングのような様々な課題を生じさせることなく実施することができるというメリットもあるとしております。

4番目、「アクセス警告方式の実施の前提となる法的整理」についてご説明いたします。

まず、(1)に「通信の秘密」の保護規定の基本的な考え方についてまとめてございます。日本国憲法第 21 条は、通信の秘密の保護について規定しており、国民のプライバシーの保護や、国民の表現の自由や知る権利を保障すること、またさらに国民の通信の自由を確保することに、通信の秘密を保護する意義があると考えられます。

また、電気通信事業法においては、第 4 条第 1 項で「電気通信事業者の取扱中に係る通信の秘密は、侵してはならない」と規定しておりまして、これにより、表現の自由や知る権利を保障することや、電気通信ネットワークや通信制度そのものへの利用者の信頼を確保し、また、電気通信の健全な発展と国民の利便性の確保を図ることが、その意義であると考えられております。

こうした趣旨に鑑み、「通信の秘密」の範囲には、通信の意味内容を推知されるような事項全てが含まれるという整理がされております。

この通信の秘密を侵害する行為としては、主に「知得」、「窃用」、「漏えい」の3つの類型があると考えられております。

これについて利用者の同意がある場合には、通信の秘密の侵害には当たらないという整理がこれまでなされてきております。

(2)に移りまして、この同意に関して、「ユーザの有効な同意の考え方について」において、まとめてございます。

アクセス警告方式を実施するためには、ISPがユーザのアクセス先を検知する必要があります。ISPがユーザの通信の秘密を違法に侵害することなくこれらを実施するためには、あらかじめユーザの有効な同意を取得することが不可欠の前提条件であると考えております。アクセス警告方式は、ユーザの有効な同意を取得することによって、ユーザの通信の秘密を違法に侵害することなく、海賊版サイトへのアクセスを抑止することを可能とするものであるとしております。

この点、通信の秘密の有効な同意があるといえる場合には、通常は、契約約款等に基づく事前の包括同意のみでは有効な同意とは解されておらず、原則として個別具体的かつ明確な同意が必要とされております。

もっとも、例外的な場合には、契約約款等による事前の包括同意であっても有効な同意であるといえると考えられます。この例外的なものとして、まず1つ目、ISPにおいて通信の秘密を侵すことについて、一般的・類型的に見て、通常ユーザであれば承諾すると想定し得るため、契約約款等による同意になじまないとはいえない場合、2つ目として、ユーザに将来不測の不利益が生じるおそれがない場合などが、この例外的な場合にあると考えられます。

この点、まずはアクセス警告方式において1つ目の条件、ISPが海賊版サイトへのアクセスを警告することを目的として、ユーザのアクセス先を検知し、警告画面を表示することについて、「一般的・類型的に見て、通常ユーザであれば承諾すると想定し得る」か否かという点が問題になると考えられます。

このため、アクセス警告方式を実施するに当たっては、ISPが個々のユーザに対して意向を確認して、個別具体的かつ明確な同意を取得するということが負担になり得ることから、このいわゆる包括同意によって通信の秘密に関する有効な同意が得られると考えることができるかについて、これまで検討をしていただいております。

3番目の「有効な同意についてのユーザの意識・意向について」に移りたいと思います。

まず、アンケート調査において、アクセス先をチェックすることについて、「一定の場合には許容できる」又は「全く気にならない」と回答した人の割合は、現行法の場合で 44.7%、ダウンロード行為が違法化されると想定した場合は 46.8%であり、いずれも5割に満たない結果となっております。

また、意見募集においても、ISPがアクセス警告方式を実施することに対して、通信の秘密や検閲といった観点から慎重又は否定的な意見が多く提出されておりました。

これを踏まえまして、13 ページ目の(4)「法的整理についてのまとめ」に移りたいと思います。

上記(3)のとおり、現時点でのユーザの意識・意向を踏まえると、アクセス警告方式の実施について、「一般的・類型的に見て、通常のユーザであれば承諾すると想定し得る」とはいえないということが考えられます。したがって、ISPは、ユーザから個別具体的かつ明確な同意を取得する場合にはアクセス警告方式を実施することは可能でございますが、現状では、契約約款等による包括同意を有効な同意と見ることは困難であると考えられます。

また、この点は、ダウンロード行為が違法とされる場合であっても同様と考えられます。

次に、5.の「アクセス警告方式の導入及び実施のための技術的な課題及びコスト」に移りたいと思います。

大きく分けると、14 ページにございますとおり、アクセス警告方式のためには3つほどの方式が考えられるところでございます。1つ目がDNS+プロキシ方式、2つ目がプロキシ方式、3つ目がDPI方式となっております。

(2)に、これらの各手法における「技術的課題とコスト負担」についてまとめております。

15 ページ目でございますが、DNS+プロキシ方式では、商用ネットワークでの実績が少なく、また、簡易な方法であるため、本来遮断すべきでない通信を止めてしまう可能性があるといった課題があると考えられます。また、対象となる通信に関して遅延が発生する可能性があるといった課題もあると考えられます。

また、16 ページ目の(b)のプロキシ方式に関しましては、全ての通信で遅延が生じる可能性があるほか、(a)のDNS+プロキシ方式と比較しても多額のコストが生じる可能性があると考えられております。

(c)のDPI方式においては、DPI装置というものは一般的に高価であることから、

やはり（a）のDNS＋プロキシ方式に比べて非常に多額のコストが見込まれるといった課題がございます。

17 ページのイに移りまして、「暗号化通信における課題」についてご説明いたします。

今申し上げた（a）から（c）の方式に共通する全般的な技術的課題として、いわゆる暗号化通信の場合には、警告画面の表示が極めて困難であるという課題があるということがヒアリング結果から挙げられました。

このSSL（TLS）という仕組みは、通信の前に宛先となるサーバの電子証明書を検証して、本物のサーバであることが確認できれば通信を継続する仕組みであります。海賊版サイトが暗号化通信に対応している場合、ブラウザが電子証明書の検証に失敗し、エラー画面が表示されてしまい、警告画面が表示できない可能性があるということが挙げられます。

18 ページ目に移りまして、ウ「その他コストに対する考え方」に移ります。

アクセス警告方式を導入するためのコストについては、各手法によって大きく異なること、また、プロバイダの規模やバックアップ等の設備投資の在り方などによっても大きな差が生じると考えられます。

この点、コスト負担の在り方については、慎重かつ丁寧な協議、また検討が必要と考えられます。

（3）に移ります。「アクセス警告方式の技術的課題及びコストのまとめ」でございます。

繰り返しになりますが、ISPがアクセス警告方式を実装する方法としては、主に3つ、DNS＋プロキシ方式、プロキシ方式、またDPI方式が考えられます。これらに共通する全般的な技術的課題として、海賊版サイトが暗号化通信に対応している場合には、警告画面の表示が極めて困難であるという点が挙げられます。

以上のとおり、アクセス警告方式には、技術面でもコスト面でも、現状では様々な課題があると考えられます。しかしながら、例えば、既に関連機器やシステムを保有しているISPなどもあることから、個別同意を前提としたアクセス警告方式の試行的実施などの技術検証を進めていくほか、また、引き続き技術動向・コスト動向などアクセス警告方式をめぐる状況把握に努めていくことが適当であるとしております。

6番「その他の課題や留意点」について、まず、（1）「実施・運営に当たっての留意点」について記載しております。アクセス警告方式の対象となるサイトが合理的であり、

かつ、必要最小限度の範囲となるよう、対象となるサイトの範囲の選定に当たっては留意することが必要であると考えられます。また、対象となるサイトが迅速にリスト化されて、反映されることも重要であると考えております。

(2)に移ります。「アクセス警告方式に係る個人情報等の取扱いに係る留意点」でございます。

アクセス警告方式を実施するに当たって、個々のユーザがオプトアウトをしているか否かに関する情報というのは、少なくとも個人情報に該当すると考えられることから、ISPは当該情報について慎重に取り扱うことが必要であると考えられます。

また、警告画面を表示した際の当該ユーザに関するアクセスログなどの情報は、ISPにとって通信の秘密に属する情報であることから、ISPはこれらの情報について厳格な取扱いが求められると考えられます。

20 ページ目に移りまして、7番「アクセス警告方式に係る今後の検討課題」についてまとめてございます。

これまで申し上げました検討を踏まえますと、アクセス警告方式は、警告画面を表示させることで、多くのユーザが海賊版サイトにアクセスすることを思いとどまることが見込まれるものであることから、海賊版サイト対策として一定の効果があると考えられます。他方、法的整理に関しては、現時点でのユーザの意識や意向を前提とすると、ユーザから個別具体的なかつ明確な同意を取得すればアクセス警告方式を実施することは可能でございます。しかし、現状では、契約約款等による包括同意によってユーザの同意があるとの法的整理を行うことは困難であると考えられます。

また、アクセス警告方式を実施するための技術的な仕組みや関連機器・システムのコスト面でも、現状では様々な課題があるということが示されました。しかしながら、例えば、既に関連機器やシステムを保有しているISPなどもあることから、個別同意を前提としたアクセス警告方式の試行的実施などの技術検証を進めていくほか、引き続きユーザの意識や意向、技術動向・コスト動向などのアクセス警告方式をめぐる状況把握に努めていくことが適当であるとしております。

なお、カジュアル・ユーザによる海賊版サイトへのアクセスを防ぐことによって著作権者の被害拡大を防止する仕組みというのは、アクセス警告方式のようなネットワーク側におけるアクセス抑止方策に限られず、端末側においてアクセス警告方式類似の対策を実装することも可能であると考えられます。現状では、後述のとおり、端末側でアクセス警告

方式類似の方策を既に実施していることから、ネットワーク側ではなく、端末側においてアクセス警告方式類似の対策の実装を図ることがより即時性の高い方策であると考えられることから、端末側におけるアクセス抑止方策を着実に促進していくことが適当であるとしております。

また、意見募集においても、ネットワーク側よりも、端末側において実装を図るほうが効率的又は本来のネットワークのあるべき姿にふさわしいなどの意見も多く寄せられたところでございます。こうした声も踏まえまして、第3章では、端末側におけるアクセス抑止方策についての検討についてご説明いたします。

22 ページ目に移りまして、第3章「端末側におけるアクセス抑止方策」でございます。

まず、1番目の「効果・メリット、具体的な対応策」についてご説明いたします。

端末側におけるアクセス抑止方策には、インターネットの「End to End の原則」に即した対応策の実施が可能であることや、通信の秘密に関する法的問題を生じさせることなく実施可能であること、また、青少年向けフィルタリングサービスやセキュリティ対策ソフトなど端末で利用可能な手段というものが既に存在しており、迅速に対応が可能であること、また、多くのフィルタリングソフトやセキュリティ対策ソフトにおいて、既に一定数の海賊版サイトへのアクセス制限というものが実質済みであること、コストも比較的低廉であることなどのメリットがあると考えられます。

他方、主に普及率の観点から、海賊版としての効果は限定的であるとの意見もあることから、端末側におけるアクセス抑止方策に関しては、その普及方法についても検討が求められるところでございます。

次に、「具体的な対応策」について移ります。

まず、(1)「青少年向けフィルタリングサービス」でございます。

1つ目の対応策として、青少年向けフィルタリングサービスというものが考えられるとしております。青少年向けのフィルタリングサービスとは、青少年にとって有害な情報を閲覧することを防ぐ目的で青少年がアクセスできるサイトやアプリを閲覧制限するサービスのことをいいます。これは、青少年インターネット利用環境整備法により、原則として、18歳未満の青少年が使用する目的でスマートフォンや携帯電話を契約する際には、フィルタリングサービスの提供というものが義務付けられております。近年では、フィルタリングアプリをスマートフォンにインストールして使用する方式が多く見受けられるところでございます。

また、基本的に青少年向けのフィルタリングサービスにおいては、海賊版サイトは閲覧制限サイトの対象として含まれているものでございます。

24 ページ目ですが、アンケート結果によりますと、若年層の海賊版サイトへのアクセス経験が多いというデータもございますので、青少年向けフィルタリングサービスの普及を促進することで、効率的に海賊版サイトへのアクセスを抑止することが可能になると考えられます。また、若年層ほど海賊版サイトへ意図せずアクセスしてしまうことを防ぐ目的でフィルタリングサービスを導入することへの受容度が高い、といったデータもございます。

一方で、このようなフィルタリングサービスの方法においては、フィルタリングソフトの利用に当たってのユーザ利便の向上や、海賊版サイトリストのフィルタリングソフト事業者への迅速な提供等を促進することが課題になると考えられるとしております。

(2) 「セキュリティ対策ソフトへのフィルタリング機能の組込み」について移りたいと思います。

2つ目の対応策として、セキュリティ対策ソフトへのフィルタリング機能の組込みが考えられます。

ア「セキュリティ対策ソフトの現状」に移ります。

現在、セキュリティ対策ソフトの中には、セキュリティ上危険とされるサイトへのアクセスを検知した場合に、警告表示又は閲覧防止措置を行う機能を持つものがございます。このセキュリティ目的での閲覧防止機能というものは、デフォルトオンで提供されているということでございます。

また、ヒアリング結果でご説明いただいたこととして、ペアレンタルコントロール機能として、管理者が利用者に関覧させたくないWebページの閲覧を防止するフィルタリング機能というものも備えられているということでもございました。このフィルタリング機能についてはデフォルトオフで提供されているため、設定のために別途操作が必要となるといったことでもございました。なお、このフィルタリング機能の対象には海賊版サイトというのも含まれているというご説明もございました。

このとおり、ヒアリングを行った社の製品では、海賊版サイトへの対策はデフォルトオフのため別途設定が必要なフィルタリング機能によって実施されているものの、デフォルトオンで提供されているセキュリティ目的での閲覧防止機能において別途設定を必要とせずブロックされる可能性もあるとしております。

また、アンケート調査結果によると、セキュリティ対策ソフトへのフィルタリング機能の組み込みというのは受容度が高いというデータもございました。

26 ページに移りまして、イ「セキュリティ対策ソフトにおける海賊版サイト対策の課題」についてご説明したいと思います。

セキュリティ対策ソフトにおける海賊版サイト対策の課題として、第一に、セキュリティ対策ソフトにおけるフィルタリング機能の利用率向上というものが挙げられます。フィルタリング機能を設定しているユーザの割合は、PC向け製品においても少ないというようなコメントがヒアリングにおいて寄せられました。

第二の課題として、フィルタリング機能の対象となる海賊版サイトリストの強化というものが挙げられます。

したがって、セキュリティ対策ソフトにおける海賊版サイト対策に関しては、海賊版サイトリストのセキュリティ対策ソフト事業者への迅速な提供に加え、セキュリティ対策ソフト自体の導入の促進ですとか、セキュリティ対策ソフトにおけるフィルタリング機能の導入及び利用者による設定を促進することが課題になると考えられます。

27 ページ目、3. でございますが、「その他の課題や留意点」については、(1)「セキュリティ対策ソフト事業者やブラウザ提供事業者やOSベンダ等との連携」について記載しております。繰り返しになりますが、タイトルのとおり、ブラウザ提供事業者やOSベンダ等との連携・協力が課題としております。

また、(2)「コスト負担の在り方」として、コスト負担の在り方については、慎重かつ丁寧な協議・検討が必要であるとしております。

さらに、(3)「実施・運営に当たっての留意点」として、アクセス警告方式の課題と同様に、対象サイトが迅速にリスト化され、反映されることが重要であるとしております。

4. 「端末側におけるアクセス抑止方策に係る今後の検討課題」についてまとめております。

端末側の対応策は、通信の秘密に関する法的問題を生じさせることなく実施可能であること、また、青少年向けフィルタリングサービスやセキュリティ対策ソフトなどが既に存在しており、迅速に対応が可能であること等のメリットがあると考えられることから、その利便性を向上させ、普及を図っていくことが適当であるとしております。

具体的には、まず、青少年向けフィルタリングサービスにおいては、電気通信事業者やOS事業者によるフィルタリングソフトの利用に当たってのユーザ利便の向上や、フィル

タリングサービスに関する周知の強化等を推進することにより、その普及を図っていくとともに、OS事業者との連携も考慮しつつ、海賊版サイトリストのフィルタリングソフト事業者への迅速な提供等を促進することが望ましいとしております。

また、セキュリティ対策ソフトにおける対策については、権利者側とセキュリティ対策ソフト事業者側の協力体制の構築を支援することにより、海賊版サイトリストをセキュリティ対策ソフト事業者へ迅速かつ定期的に提供する枠組みを整備することに加え、セキュリティ対策ソフト自体の導入促進や、セキュリティ対策ソフトにおけるフィルタリング機能の導入及び利用者による設定を促進することが望ましいとしております。また、ペアレンタルコントロールの観点から主に青少年向けに提供されているフィルタリング機能を大人向けにも活用していくことを促進することや、フィルタリング機能をデフォルトオンで提供することを推奨していくという方向性も一つの選択肢として考えられておりますが、この点については、セキュリティ対策ソフトに求められる役割等について、セキュリティ対策ソフト事業者やユーザ等の幅広い関係者の意見を踏まえつつ、さらなる議論が求められるとしております。

また、この点と併せまして、ユーザの意思で自らのアクセス先をコントロールできる仕組みの有用性というものをユーザに周知啓発していくことにより実効策を高めていくことが重要であるとしております。このことから、海賊版サイトの性質や問題も含めたインターネットアクセス全般に関する情報リテラシーの普及促進を幅広い世代に向けて進めていくことが適当であるとしております。これにより、フィルタリングサービスを活用することの促進や、上記のセキュリティ対策ソフトにおけるフィルタリング機能の組み込みをはじめとする取組を併せて進めることで高い効果につながっていくものと考えられるとしております。

第4章「最後に」としております。ここは、今まで申し上げてきた結論部分を繰り返しもう一度書かせていただいているところになります。丸のところを読み上げさせていただきます。

アクセス警告方式は、警告画面を表示させることで、多くのユーザが海賊版サイトにアクセスすることを思いとどまるものと見込まれることから、海賊版対策として一定の効果があると考えられるものの、法的整理に関しましては、現時点でのユーザの意識や意向を前提とすると、ユーザから個別具体的かつ明確な同意を取得してアクセス警告方式を実施することは可能であります。ただし、現状では、契約約款等による包括同意によってユー

ザの有効な同意があると考えerことは困難であるとしております。

3 ポツ目ですが、技術的な仕組みや関連機器・システムのコスト面でも、現状では様々な課題があるとしております。

しかしながら、4 ポツ目ですが、例えば、既に関連機器やシステムを保有している I S P などもあることから、個別同意の取得を前提としたアクセス警告方式の試行的実施などの技術検証を進めていくほか、総務省においても、今後とも海賊版の被害状況や総合的対策メニュー（案）に示された各施策の取組状況も踏まえつつ、引き続きユーザの意識や意向、技術動向・コスト動向などアクセス警告方式をめぐる状況把握に努めていくことが適当であるとしております。

次のポツですが、その上で、端末側における対応策を着実に促進していくことが適当であるとしております。

その次のポツですが、端末側における具体的な対応策としては、第一に、青少年向けフィルタリングサービスがあり、総務省において、電気通信事業者やOS 事業者によるフィルタリングソフトの利用に当たってのユーザ利便の向上や、フィルタリングサービスに関する周知の強化等により、その普及を図っていくとともに、OS 事業者との連携も考慮しつつ、海賊版サイトリストのフィルタリングソフト事業者への迅速な提供等を促進することが望ましいとしています。

次のポツに移りまして、第二に、セキュリティ対策ソフト等における対策ということがございます。総務省において、権利者とセキュリティ対策ソフト事業者側の協力体制の構築を支援することにより、海賊版サイトをセキュリティ対策ソフト事業者へ迅速かつ定期的に提供する枠組みを整備することとし、その具体的な枠組みの在り方については、現在進みつつある通信業界・出版業界の民間協力の状況も踏まえつつ、本年秋頃を目途に結論を得ることが望ましいとしております。このほか、総務省において、セキュリティ対策ソフト自体の導入促進や、セキュリティ対策ソフトにおけるフィルタリング機能の導入及び利用者による設定を促進することによりセキュリティ対策ソフトへの当該機能の組込みを促進するとともに、その普及を図っていくことが望ましいとしております。

最後に、ユーザの意思で自らのアクセス先をコントロールできる仕組みの有用性というものユーザに周知啓発していくことにより実効性を高めていくことが重要としております。したがって、総務省において、海賊のサイトの性質や問題も含めたインターネットアクセス全般に関する情報リテラシーの普及啓発を幅広い世代に向けて進めていくこと、

そして青少年に限らず幅広い年代のユーザが自らの意思でフィルタリングサービスを活用することの促進や、上記のセキュリティ対策ソフトにおけるフィルタリング機能の組み込みをはじめとする取組も併せて進めることが望ましいとしております。

2.の「今後の取組に当たっての留意点」について移ります。

関係者の共通認識の下での取組が重要であるとの観点から、現在、出版業界と通信業界との間で海賊版対策のための協力の在り方について検討・意見交換を行う場が既に民間主導で進められつつあります。そのことから、総務省においても、これらの民間主導の枠組みを尊重しつつ、国として必要な支援を行っていくことが適当であるとしております。

また、インターネット上の海賊版サイトのアクセス抑止方策は、総合的対策メニュー（案）に示された様々な海賊版対策のうちの一つであることから、海賊版サイトを撲滅するためには、同メニュー（案）において示された他の施策、例えば、著作権教育・意識開発、正規版の流通促進、国際連携・国際執行の強化、海賊版サイトへの広告出稿の抑制といった施策も組み合わせつつ、このメニュー（案）を総合的に推進していくことが重要としてございます。

最後に、参考でございますが、「その他の施策についての意見・コメント」についても簡単にご説明いたします。

(1)でございますが、「他の海賊版対策に係る施策への全般的意見」として、下に掲げているような意見が寄せられたところがございます。33 ページの下のほうに5つほど「他の施策に関する主な意見・コメント」について記載しております。

「情報リテラシー」については、先ほど述べたとおり、情報リテラシーの向上について、コントロールの仕組みを進めていくことが重要といった意見が述べられたところです。

34 ページ目、②「ネットワーク側の両端での取組」として、「海賊版サイト対策としては、犯人の検挙やフィルタリングといったエンド側での対応が強調されるべきだということがこの検討会の一つの成果ではないか」といった意見が述べられたことを記載しております。

また、3つ目、「CDN事業者への対応」について、「通信関係者側から協力できる、海賊版サイトに対する有効な対策ではないか」というコメントを記載しております。

「国際連携・国際協調」については、「Data Free Flow with Trust」という考え方をもとに、通信の秘匿性は我が国の国家戦略として今後さらに重要になっていく」というコメントを記載してございます。

5番目の「サイトブロッキング」につきましては、「提案募集の結果を見ると、通信の秘密の侵害に対して強い懸念が持たれていることを非常に強く感じる」、あるいは「海賊版対策パッケージ全体として、通信の秘密を侵害する形で進めるべきではないという意見が出てきたことから、アクセス警告方式のみならず、ブロッキングについても反対の意見が多いことに留意すべき」といったコメントがあったということを最後に述べさせていただきます。

長くなりましたが、以上でございます。

【中溝消費者行政第二課長】 補足をさせていただきたいと思います。

事務局として、これまで第1回から第3回まで皆様にご議論いただいた内容をまとめたものがこの報告書（案）になりますが、この取りまとめの報告書（案）のポイントは2本柱であると考えております。すなわち、ネットワーク側におけるアクセス抑止方策、アクセス警告方式と、あと端末等におけるアクセス抑止方策の2本柱であるということでございます。

前者、ネットワーク側におけるアクセス警告方式については、現時点でのユーザの意向や意識を踏まえると、包括同意等の整理を現状で行うことは難しいということではございますけれども、個別具体的かつ明確な部分を前提とした実施については、当然、通信の秘密との関係でも問題ございませんので、これをまず試行的に実施していくということを書いてございます。別のところにも記載してございましたが、この実施に当たっては、海賊版サイトのリストを迅速かつ定期的に反映させるという枠組みというのが当然必要になってまいりまして、それを本年秋頃を目途に結論を得ることが望ましいという言及がございます。こういったことも含めて取り組んでまいるとともに、アクセス警告方式につきましては、断念ということではなくて、引き続きユーザの意識動向調査等を定期的にも実施するなどして、効果検証を継続的に実施していくということを書かせていただいております。

一方、端末側におけるアクセス抑止方策については、通信の秘密等の問題は特段ないということでございますので、書かれているとおりでございますけれども、青少年向けフィルタリング、そしてセキュリティ対策ソフト、これらについての普及を進めていくという、大きく2本柱ということでございます。

さらに、このインターネット上の海賊版対策と申しますのは、昨年の内閣府におけます、いわゆる海賊版タスクフォースにて、様々な議論がございました。インターネット上の海賊版対策は、なにか一つやれば100%解決するという施策というのではないだろうという点

が、昨年来のタスクフォースでの議論であったと認識しております。この点につきましては、ブロッキングを含めてということだったと認識しておりますけれども、このネットワーク側におけるアクセス警告方式、そして端末側におけるアクセス抑止の取組、これらも他の施策等を含めて総合的に取り組むことで海賊版対策としての効果を進めていきたい、ご提言をいただければ我々総務省として取組を進めていきたいと考えておりますので、忌憚ないご意見をいただければと思います。

以上でございます。

【濱田座長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明のありました報告書（案）、それから中溝課長からも補足ございましたが、それについて意見交換をさせていただければと思います。

今回は最終回ということでございますので、お一人ずつ順番に、感想等も含めて、最大5分程度を目安にしてご意見を頂戴できればと思います。

座席表の順番に従って、上沼委員からということですが、また、それぞれ委員の皆様方、言葉が足りないと思われたら、後ほどでもさらに追加のご意見をいただければと思いますので、とりあえず順番にご意見を頂戴できればと思います。

では、上沼委員、お願いします。

【上沼構成員】

取りまとめ、ありがとうございます。海賊版については重大な問題であることは重々承知しており、今回の検討対象は、アクセスするユーザの意識に働きかけてアクセスを抑制することで、結果として著作権者の利益の保護を図る手段と認識しております。そのために方法としては、ブロッキングとかアクセス警告方式とかフィルタリング、セキュリティソフトみたいなものがあるので、その同じ目的のためにどの方策が適当か、最も効果的に実施できるのかというような観点に含めて検討が必要と思っているので、このまとめ方について私としては非常にありがたいなと思っています。

以上です。

【濱田座長】 ありがとうございます。

では、田村委員、お願いします。

【田村構成員】 取りまとめ、ご苦労さまでした。私も基本的にこの取りまとめに賛成しております。

中でもアクセス警告方式に関しては、議論の途中で技術的に暗号化方式に対する対応等

困難な課題が見つかりましたし、また、掛かる費用も当初の予測よりもかなり莫大になるのではないかということ、そして、コスト・ベネフィットの関係で、ベネフィットはユーザの意識に働きかけるにとどまる対策でもありますので、それだけコストが高くなると、やはり積極的に推進するというのは困難かもしれないと思い至りました。

他方で、フィルタリングについては、コスト・ベネフィットの関係も、これからもっといろいろと議論しなければいけないかと思えますけれど、法的課題についても、相対的にはアクセス警告方式よりも優れているのだろうということではあるかと思えます。ですので、この報告書（案）でよろしいのではないかと思います。

そして、先ほど縷々ご説明いただいたように、いずれにしても決定的な効果にはならないことは確かですので、この検討会の枠を超えてまだまだ総合的に議論する必要があるということを感じた次第です。

以上です。

【濱田座長】 ありがとうございます。

では、江崎委員、お願いします。

【江崎座長代理】 どうもありがとうございます。基本的には、今回の取りまとめ、大変お疲れさまでございます。内容に関してほぼ賛成です。

重要な点として、多分やっぱりブロッキング、それから通信の秘匿性という問題が、この本来の趣旨とは違うところからではございますけれども、非常にしっかり出てきたことというのはやっぱり意味があると思えます。

それから、先ほど中溝課長のほうからありましたけれども、アクセス警告方式に関しては、技術と、それから法的な面で注意しなければならぬ面があるにしても、一応ほかのところ動いている実績もあるということ。それから、それを気にすれば不可能ではないということ。ただ、技術的な問題は把握しつつということなので、これがつまり、全面否定ではなく部分的には可能であるということで、着手することが可能であるという結論が出てきていることは非常にいいことではないかと思えます。

それから、エンドユーザへの啓蒙がとても重要であるというお話から、海賊版だけではなくて、サイバーセキュリティとの絡みで進めていくということは、国家戦略的にやっぱりサイバーセキュリティというのは今ものすごく重要性が高いところになっておりますので、そこにちゃんと含める形で進められるというようなたてつけにも多分大きくはカバーできるだろうということを考えますと、やっぱりやるべきではないということと、

大分技術に可能なところにあること、それから、その問題点をしっかりと認識して明示化したということで、大変意義のある報告書になっているかと存じます。

【濱田座長】 ありがとうございます。

それでは、長田委員、お願いいたします。

【長田構成員】 ありがとうございます。アクセス警告方式の課題や、それからアンケート結果などを見ても、包括同意は実施できないというご整理をいただいたことについてはよかったと思っているのですけれども、今回の報告書の中に3回出てくるもので、かつ、先ほど課長からもお話がありました、既に技術があるところにおいて自主的に技術検証を進めていくという点につきましては、個別の同意という点につきまして、ほんとうに明示的に一人一人が理解をして同意をするということが前提になっているわけですが、それがどういう形で同意取得がなされるのか、それから、自主的な試行的な実施というのが一体どういう形でされるのかということにつきましては、総務省が責任を持って取り組んでいただいて、何かみんなが知らない間によく理解できないまま進められていくというような形にならないようにきちんとしていただきたいということは申し上げておきたいと思っています。

最後のところにもまとめていただいているように、ブロッキングについては非常に大きな課題があると思っておりますし、明示的に本当の意味での同意ができていなければアクセス警告方式についてもやはり課題は残っていると思いますので、そこだけは申し上げておきたいと思っています。フィルタリングの推進については、これが進んでいけばいいなと思っていますので。

あと、セキュリティソフトにつきましては、端末やOSとの相性みたいなものもいろいろあって、そこもまた丁寧に進めていかなければいけないというところはあるのかなと思っています。そこも注視していただければと思います。

以上です。

【濱田座長】 ありがとうございます。

では、森委員、お願いします。

【森構成員】 ありがとうございます。今回まとめていただいた内容で、私としては異存がありません。検討会の席上での意見も十分に酌んでいただいたものになっていると思います。

特にフィルタリングのところについては、これは海賊版対策としての意味も意義もある

わけですけれども、海賊版対策とは別の観点からもその利用率の向上ということは避けられない課題、喫緊の課題といたしますか、どうしても諦めてはいけない課題になっていますので、この海賊版サイト対策としての機能もあるということで、うまく Win-Win の関係を築いて、何とかこの利用率の向上を図っていくということが重要ではないかと思っております。それは、協力関係のことについても報告書の 32 ページ最後のほうに書いていただきましたけれども、何とかこのフィルタリング利用率の向上を協力関係において実現していくことができないかと考えています。

今回の報告者（案）は中身もしっかりしたものをお作りいただいたと思っておりますけれども、同時に、この検討会の進め方も適切であったのではないかと思います。冒頭で検討の論点に対する意見募集ということを前広に行っていただきましたので、そういう形でその議論の透明性を高めると、幅広い関係者の声を踏まえるということができていたと思います。そしてもちろん、議事もオープンに行われていたということです。これは当然のことのようではありますが、やはり本件のように、これは海賊版サイト対策全般にかかわりますが、表現の自由や通信の秘密というものを取り扱う議論においてはどうしても必要なことであろうと思っております。その意味で、座長の濱田先生と事務局の皆さんのご見識であつたらうというふうに思います。なので、こういった議論は今後ともオープンに行われるべきであつて、それをクローズドでやりますとか、発言者のわからない形でやりますとか、そういうことは全く不適切であるということをお申し上げておこうと思っております。

以上です。

【濱田座長】 どうもありがとうございました。

オブザーバの皆様も継続的にこちらに参加いただいておりますが、何かご意見ございましたら頂戴できればと思いますが、ございましたら挙手を。はい、お願いいたします。

【日本インターネットプロバイダー協会（野口氏）】 日本インターネットプロバイダー協会の野口と申します。

大変丁寧な報告書をまとめていただきまして、ありがとうございました。また、こういったオープンな場で、例えばインターネットの中間にいる者として事業者団体を呼んでいただいたことなどにつきましても、大変ありがとうございました。

結論の部分についてですが、個別の同意をとるという点であれば、そのとり方が適切でなければいけない。これは長田さんがおっしゃった点ですが、本当にそのとおりだと思います。個別の同意取得につきましても問題はありますが、これさえしっかりやれば通信

の秘密との摩擦は非常に少なくなるものと考えられますので、非常にいいまとめなのかなと思います。

さらに申し上げますと、アンケートをとっていただいた点。これも我々から見ても予想以上の気がしております。さすがにアンケートの内容でここまで割れているといいますか、通信の秘密への懸念が示されていることを考えますと、たとえこれがブロッキングのような形であれ、アクセス警告方式のような形であれ、ISPとしてユーザに対して無理やりやっていくというようなことはちょっと厳しい、非常に苦しくなるものと思われるから、個別同意をとるとするのは非常に妥当なところなのではないかと思います。

あとは、17ページの点で、End to Endの原則のお話でしたが、非常によくまとめてくださったと思います。ただ、実は、End to Endの原則というのはHTTPSはその一つの実現手段でありまして、技術の全般でやはり通信の途中に割り込めないという動きが進んでいるということについても、今後、皆様のご検討の参考になればよろしいかと思います。使い方としても、例えばアプリのようなものと、警告画面を割り込ませるということはおそらく難しいと思いますし、不可能に近いと思います。また、CDNが活用されているというお話が、最後のところにあると思いますけれども、これもやはり通信の内容が隠蔽されるというような方向になっています。そもそも、アプリのようなのだと警告のようなものを表示させること無理である以上、そのインストール方式という形、これは端末側でのセキュリティソフトなどを使っていただいて実現するアプローチなのだと思います。結果としては、いずれにしても、自律分散というものとEnd to Endというインターネットの在り方からすると、やはり端末側での対処というのが必要という点も非常にいいまとめではないかと思います。

我々の立場としましては、どのような形になるにせよ、海賊版対策が喫緊の課題ということは全く異存もありませんので、ネットワークの中に、中間にいる者としての立場というものはやはり踏まえたいといけませんけれども、できるだけのことに取り組んでいきたいと思っています。フィルタリングのアクションプランのような普及啓発についても、今後も引き続きしっかりとやっていきたいと思っています。

本当にどうもありがとうございました。

【濱田座長】 ありがとうございました。

ほかにオブザーバの皆さん、いかがでしょうか。特にいいですか。あるいは、委員の皆様方からさらに補足をというようなこともございましたら。

あ、手を挙げていらっしゃいますか。お願いします。失礼しました。

【テレコムサービス協会（喜多氏）】 すいません、テレコムサービス協会の喜多とい
います。

今回の取りまとめに関しては、事業者にとってもある程度納得のいくような内容である
と考えていまして、さらに、事業者を参加させていただいたという点でもとても感謝して
おります。

感想的なものになると思うのですが、事業者にとっては、権利者の方も、それから利用
される方も、お互いにお客様であって、できれば顕著な対立軸にならない形で対策の検討
がなされることを望んでおりました。そういう点では、本報告書（案）について大変評価
しております。

これから具体的な対策に進んでいくと思われるのですが、そのところの詰めというのは
かなり重要ではないかと思いつつ、一方では、ある程度、この対策と言いますか、施策が
成果を見ると言いますか、実績が上がらないと、再度問題点として挙がるのではないかと
いう点では、非常に危惧しております。具体的に言うと、違法コンテンツをアップロード
しない、一方では違法コンテンツをダウンロードしない。当然のことなのですが、これを
どのような様々な施策をもって進めていくのか。今回の報告書にも出ているように、利用
率とかフィルタリングの実装率というのはある程度低いものですので、そのような形でか
なり気を引き締めて進めていかななくてはいけないなという、事業者側の責任も感じており
ます。

全体的なことですけれども、基本的にはやはり、報告書（案）でももちろん述べられて
いるリテラシーの問題というのが最大の問題だと思っております。事業者団体としても、
例えばe-ネットキャラバンとか、様々なところで著作権に関する違法性については若
干触れているのですが、今後、メニューを変えて、こういった具体的な話というもやって
のいく必要があるのではないかと考えております。結果的に、できればの話なのですが、
ブロッキングの議論が再燃しないようなことを望みたいと思っております。

最後になりますが、今回は海賊版の違法コンテンツという話で議論されたわけで、多分、
同じような問題が今後様々に出てくる可能性があります。そのときには、できる限りそれ
ぞれの別途の解決策ということではなく、やはりある程度同じような解決策というものを
模索しながら進めていただければと思います。

ちょっと感想めいたことですが、以上、よろしく申し上げます。

【濱田座長】 ありがとうございます。

ほかにオブザーバの皆さん、いかがでしょうか。はい、お願いします。

【出版広報センター（伊東氏）】 出版広報センターの者ですけれども、報告書（案）取りまとめ、ありがとうございます。特に異論を差し挟むものではございませんが、この検討が続いている過程で、6月にまた新たな非常に危険な海賊版サイトが2つ登場しました。皆様との協力関係がわりと整っているのですぐに青少年フィルタリングであったり、あるいは検索エンジンで検索してもそのサイトが出なかったり、いろいろ手だてを打つことができました。それに関しては非常に感謝しているんですけれども、残念ながら、いまだにそのサイトは相当数のアクセスを稼いでおります。もちろん、刑事案件であったり、我々でできるクラウドフレアに対するアクションだったり実施しておりますけれども、残念ながらいまだに非常に大きなアクセス数を稼いでいる状態が続いております。今、そういう意味でいうと、出版界としてはある程度やれることはやっておりますけれども、なかなかどうしてもうまくいかない部分がありますので、皆様のご協力をぜひいただいて、なるべく海賊版サイトにアクセスができない状態に、アクセスする数が少ない状態にしていだければと思っております。今ちょうどe-ネットキャラバンの話も出ましたけれども、やはり我々もe-ネットキャラバンに対し、非常に関心を持っていますので、そういうところで海賊版サイトであったり著作権に関して広くユーザの皆様を知っていただいたりということも含めて、皆様のご協力をぜひいただきたいと思っております。

以上です。

【濱田座長】 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。委員の皆様方は特によろしいですか。はい、お願いします。

【江崎座長代理】 テレサ協さんのほうから最後にあった、いろんな問題がこれから出てくるであろうということで、個別にばらばらの対応ではなく、やっぱり包括的にしっかりとした形でやっていくということがとても重要だということには私も賛同いたします。そういう意味で、実はサイバーセキュリティの大きな枠の中にこれを入れるというような形で進めるほうが、多分それとは違う形の方向で進められるとやはり実現する方法が非常に複雑に、かつ矛盾が出てくる可能性がありますので、そういう観点でやはり対策をしっかりと整理しながら、かつ効果的なものをできるところからやっていくと。そのときに、今回やったように、それが包括的な、あれは全体的な流れの中で矛盾がないような方法であるということを今回しっかりと出せているということのような方策をしっかりとやってい

かなきゃいけないというのも、大きなこの会合での結論ではないかと思えます。

【濱田座長】 ありがとうございます。

ほかによろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

委員の皆様にはいろいろな貴重な発言をいただきまして、ありがとうございます。また、オブザーバの皆様にもご協力いただいて、お礼を申し上げたいと思えます。

今回の報告書というのは、冒頭に中溝課長からお話がありましたように、2本柱というものが軸になっているという点、この点はぜひ社会的にも広く理解をいただければと思っております。1つは、アクセス警告方式の持つ課題ということでございますが、もう一つは、やはり端末側で関係者、事業者、総務省など一緒になっていろいろな取組を進めていくこと。さらには、情報リテラシーという言葉も出ましたけれども、何より、国民一般、国民一人一人がこの海賊版サイトの問題性というものを深刻に認識し、そしてしっかりそれに対する取組を自ら考えていく、そういうことが大切だというメッセージをこの報告書は投げかけていると思っております。そのように国民一人一人が海賊版の問題を考えていくことで、この国にほんとうの文化というものが育っていくのかと思っております。そのような意味で、この検討会の報告書、表面的にだけ受けとめられるといろいろな方策が並んでいるだけですが、そこに込められた思いというものをしっかり読み取っていただけるようになればいいなと思っております。

それでは、この資料4-1の報告書(案)、それから本日のご議論を踏まえますと、この報告書の取りまとめの方向性についてはコンセンサスが得られたかと思えます。この検討会の報告書につきましては資料4-1の案のとおりとしたいと思えますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【濱田座長】 ありがとうございました。それでは、この報告書(案)で決定させていただければと思えます。

それでは、最後に、谷協総合通信基盤局長より御挨拶をお願いいたします。

【谷協総合通信基盤局長】 総合通信基盤局長の谷協でございます。濱田座長をはじめ構成員の皆様におかれましては、4月の下旬からでございましたけれども、本日まで4回にわたりまして集中的にご議論いただきまして、誠にありがとうございました。

この海賊版対策につきましてはいろいろな議論があるわけでございますけれども、まず、アクセス警告方式につきましては、アンケート調査などの結果も踏まえて、包括同意とい

う形はとらないにせよ、個別同意の形でどこまでいけるのか、どこまで効果があるのかということを引き続き実証をきちんとやっていきたい、そういった意味では、一部の報道でアクセス警告方式を総務省が断念したというふうな報道がなされておりますが、それは全く間違いであるということを確認に申し上げておきたいと思っております。

また、今回、アンケート調査をとらせていただきましたけれども、今後も著作権法の改正などもまた起きてくると思っておりますし、様々な議論もあろうかと思っております。一般の国民利用者の皆様の意識がどのように変わっていくのか、あるいは普及啓発の結果、効果としてどういうことが生まれてくるのか、こういったことも引き続き私どものほうでアンケート調査などを定期的に行って、どういうふうな変化が生まれているのかということをお客観的に皆様方にお示ししていくということも私どもとしては続けていきたいと考えております。

また、今回は端末側の対策として、フィルタリングソフトあるいはセキュリティ対策ソフトということもご議論をいただきました。これも非常に貴重なことだと思います。これも報告書をいただくだけではなくて、早速、特にセキュリティ対策ソフトにつきましては、実現に向けて秋頃までに体制を整えるということで関係者の皆様方のご理解を得ていきたいと考えております。

いずれにしても、この海賊版対策については、これをやれば大丈夫というシルバーブレットのようなものはおそくないんだろうと思っておりますけれども、考えられる可能な全ての対策を打っていくということが大事でございますし、また、それに際しまして通信事業者の皆様と、それから権利者側の皆様がこの場におけるように円滑にコミュニケーションを図りながら進めていくと、また、それを私ども政府としてもお手伝いをしていくということが極めて重要だと思っております。いずれにしても、たくさん施策がある中で、Aという政策がうまくいかないということをもって、直ちにBという政策に行くというような乱暴な議論ではなくて、丁寧な評価・検証を行いながら全体として対策を進めていくということが私どもとしては何よりも重要だと思っております。

今回、4回目ということで最後の会合ということでございますけれども、状況がかなり早く変わっていくことも想定されますので、必要に応じて、またフォローアップのような形で、こうした会合を開かせていただくこともあろうかと思っておりますけれども、その際にはぜひご協力を賜れば大変ありがたいと思っております。

構成員の皆様におかれましては、引き続きのご支援、ご協力のほど何とぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。

した。

【濱田座長】 どうもありがとうございました。

では、最後に、事務局のほうから連絡事項がありましたらお願いいたします。

【中川消費者行政第二課課長補佐】 今後の予定ですが、本日の会合を踏まえた報告書については、案のとおりとさせていただいたことを踏まえて、速やかに公表を行いたいと考えております。

事務局からは以上でございます。

【濱田座長】 そのような形で公表を行うということでございます。

それでは、インターネット上の海賊版サイトへのアクセス抑止方策に関する検討会の第4回会合、最終回を終了させていただきます。

皆様、お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございました。